

困ったなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

突然、主人が倒れ、銀行や証券会社に預けているお金を引き出せません

60代女性、主人のことでお困りになつています。

主人は銀行マンで、結婚して

このかたお金には厳しく、給料の中から毎月決まった額をもらつてその中でやりくりをしてきました。子供もないし、何かまとまつたものがあれば主人が出してくれるで、不自由に感じることもありませんでした。

主人の退職後、お金をくれる額

は減りましたが、やり方は同じでした。

主人は給料の額も教えてくれず、貯蓄がどれほどあるのか分かりませんでした。でもいずれは主人のほうが先に亡くなるし、その時には私が家も貯金もすべて相続するつもりです。

医師からは回復の見込みはほぼないと言われています。

生活費がないうえ入院費もかかります。私の貯金はほとんど

相続するので何も困らないと漠然と思っていました。それはずでした。

ところが主人がこの秋、脳卒中で突然倒れてしまつたのです。

打ち所が悪かったのか発見が遅かったからか、病院に搬送後、回復するどころか意識不明になります。医師からは回復の見込みはありませんでした。

主人の同意がなければ

できないと言われました。

ないので、主人の預貯金関係を探しましたが、キャッシュカードの暗証番号が分かりません。印鑑はありましたが、銀行の窓口で下ろすには委任状が必要です。

あと証券関係がたくさんあります。主人が株にずいぶんつぎ込んで下ろすには委任状が必要です。多くの含み損があることも分かりましたが、解約しようとした。多くの含み損があることも分かりましたが、解約しようとした。主人の同意がなければ

裁判も許可をしてくれるはずです。許可があれば一定額の預貯金の引出しや解約、また株についての解約もできることになります。

ただ成年後見手続き終了には早くても2~3ヶ月かかります

から、この間の生活費などはなんとか別途用立てる必要がありますね。

ご相談者のような不測の事態は、交通事故もあるので、もつと若い人の場合でもあります。

ご相談者を成年後見人に選任して

までご主人の金融資産ですから、たとえ奥様といえども勝手な処

相続ですが、ご主人にもしご兄弟がおられれば4分の1はそちらに行きますので（すでにご兄弟が亡くなつていれば子供さんがその分を代襲相続します）、遺言を書いてもらつておけばよかったです。

さて、銀行も証券会社も立場上きちんとやらないといけないので、同意書を求める対応は仕方がないのですね。ご主人は判断能力を欠いているので、そうした法律行為をするには成年後見人を選任することが必要になります。でなければ、あくまでご主人の金融資産ですから、たとえ奥様といえども勝手な処分はできないのです。

家裁の窓口か病院のソーシャルワーカーにご相談なさつてください。主治医から成年後見用の診断書を得たうえで成年後見を家裁に申し立て、奥様であるご相談者を成年後見人に選任してもらいます。そして資産報告書や資産処分申立書を提出すれば、ご主人の扶養義務の範囲内で家



まずは、家裁か病院のソーシャルワーカーに相談を。成年後見人になれば、預貯金の引き出し等が可能に。

A

60代女性、主人のことでお困りになつています。

主人は銀行マンで、結婚して

このかたお金には厳しく、給料の中から毎月決まった額をもらつてその中でやりくりをしてきました。子供もないし、何かまとまつたものがあれば主人が出してくれるで、不自由に感じることもありませんでした。

主人の退職後、お金をくれる額

は減りましたが、やり方は同じでした。

主人は給料の額も教えてくれず、貯蓄がどれほどあるのか分かりませんでした。でもいずれは主人のほうが先に亡くなるし、その時には私が家も貯金もすべて相続するつもりです。

医師からは回復の見込みはほぼないと言っています。

生活費がないうえ入院費もかかります。私の貯金はほとんど

相続するので何も困らないと漠然と思っていました。それはずでした。

ところが主人がこの秋、脳卒中で突然倒れてしまつたのです。

打ち所が悪かったのか発見が遅かったからか、病院に搬送後、回復するどころか意識不明になります。医師からは回復の見込みはほぼないと言っています。

主人の同意がなければ

できないと言われました。

裁判も許可をしてくれるはずです。許可があれば一定額の預貯金の引出しや解約、また株についての解約もできることになります。

ただ成年後見手続き終了には早くても2~3ヶ月かかります

から、この間の生活費などはなんとか別途用立てる必要がありますね。

ご相談者のような不測の事態は、交通事故もあるので、もつと若い人の場合でもあります。

ご相談者を成年後見人に選任して

までご主人の金融資産ですから、たとえ奥様といえども勝手な処

相続ですが、ご主人にもしご兄弟がおられれば4分の1はそちらに行きますので（すでにご兄弟が亡くなつていれば子供さんがその分を代襲相続します）、遺言を書いてもらつておけばよかったです。

さて、銀行も証券会社も立場上きちんとやらないといけないので、同意書を求める対応は仕方がないのですね。ご主人は判断能力を欠いているので、そうした法律行為をするには成年後見人を選任することが必要になります。でなければ、あくまでご主人の金融資産ですから、たとえ奥様といえども勝手な処分はできないのです。

家裁の窓口か病院のソーシャルワーカーにご相談なさつてください。主治医から成年後見用の診断書を得たうえで成年後見を家裁に申し立て、奥様であるご相談者を成年後見人に選任してもらいます。そして資産報告書や資産処分申立書を提出すれば、ご主人の扶養義務の範囲内で家